

佐伯市公告第 106 号

要件設定型一般競争入札の実施について

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び佐伯市契約規則（平成 17 年佐伯市規則第 66 号）第 22 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 10 月 8 日

佐伯市長 富高 国



第 1 競争入札に付する事項

- 1 件 名 令和 8 年度 佐伯市立小・中学校 GIGA スクール端末等売却（単価契約）
- 2 引渡し場所 仕様書のとおり
- 3 履行期限 令和 9 年 3 月 12 日まで
- 4 予定価格 公表しない

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者又は同条第 2 項の規定に基づく佐伯市の入札参加制限を受けていない者であること。
- 2 佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成 24 年佐伯市告示第 155 号。）に規定する有資格者であること。
- 3 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても佐伯市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成 24 年告示第 163 号。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 入札予定日以前 3 か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 5 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- 6 この入札に参加しようとする個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、佐伯市暴力団排除条例（平成 23 年佐伯市条例第 43 号。）第 6 条第 1 項に定める暴力団関係者でない者であること。
- 7 仕様書「3 受託条件」をすべて満たす者であること。

第3 入札手続等

1 担当課（入札及び契約担当課）

郵便番号 876-0853

佐伯市中村東町6番9号（佐伯教育市民ホール「まな美」）

佐伯市教育委員会教育総務課

電話番号 0972-22-4070（直通）

電子メールアドレス k-somu@city.saiki.lg.jp

2 仕様書等の閲覧の期間及び方法

（1）閲覧期間

公告日から令和8年10月28日水曜日の午後5時までとする。

（2）閲覧方法

仕様書等（入札説明書及び各種様式含む）の閲覧については、佐伯市ホームページ（<https://www.city.saiki.oita.jp>）に掲載するので、ダウンロードして閲覧すること。

なお、ダウンロードが困難な場合は、第3の1の担当課へ問合せすること。

3 入札に関する質問について

（1）質問方法

本入札（仕様書・様式の記入方法等）に関して質問がある場合には、令和8年10月15日木曜日の午後5時までに第3の1の担当課へ質問回答書（様式3）を電子メールで提出し、確認のため、送信した旨を電話連絡すること。

（2）質問に対する回答

令和8年10月19日月曜日までに、質問者に対し、電子メールにより行うものとする。
また、内容によっては、佐伯市ホームページ（<https://www.city.saiki.oita.jp>）に掲載するものとする。

4 競争入札参加資格確認申請書類の提出期間等

入札参加者は、第2に掲げる資格を有することを確認するために、次に掲げる書類（以下「申請書」という。）を提出期間内に提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

（1）提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書 1部

イ 仕様書「3 受託条件（1）」の認定を受けていることを証明する書類等 1部

ウ 仕様書「3 受託条件（2）」の処分実績を示す書類 1部

（2）提出期間

公告日から令和8年10月20日火曜日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

（3）提出方法

提出期間内に第3の1の担当課に持参又は郵送（一般書留、簡易書留のいずれかによる。）により提出すること。郵送に係る費用は入札者の負担とする。なお、郵送する場合は、事前に電話連絡すること。

（4）提出された申請書は、返却しないものとする。

(5) 提出期間以降における申請書の修正、差替え又は再提出は、原則として認めないものとする。

(6) 提出書類の様式は、佐伯市ホームページ (<https://www.city.saiki.oita.jp>) からダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、第3の1の担当課へ問合せすること。

5 競争入札参加資格の確認及び通知

入札参加者から提出された申請書に基づき、令和8年10月21日水曜日までに入札参加資格を確認するものとする。入札参加資格を有する者に対する通知は省略することができるものとし、入札参加資格を有しない者に対する通知は、令和8年10月21日水曜日までに行うものとする。

6 入札説明会 実施しない

7 入札保証金 免除する

8 入札及び開札等

(1) 入札方法

郵便入札とする。

入札書の提出方法は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。なお、郵便入札の場合、入札書は代表者が作成するため、当該入札に関する委任状は不要とする。

(2) 提出期限及び提出先

ア 提出期限 令和8年10月28日水曜日午後5時までに必着のこと

イ 提出先 第3の1の担当課宛て

(3) 郵送方法

一般書留、簡易書留のいずれかによる。それ以外の方法で郵送した場合は無効とする。郵送に係る費用は入札者の負担とする。

郵送方法等の詳細は、別紙「郵便入札に関する留意事項」を参照のこと。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年10月29日木曜日 午前10時00分

佐伯教育市民ホール「まな美」2階 職員用会議室

(5) 開札の立会

開札に立会いを希望する場合（各者1名まで）は、公告日から開札日前日の正午までに第3の1の担当課へ開札立会申請書を郵送又は電子メールにより提出することとし、申請書を発送又は送信後、担当課に電話連絡すること。立会の受付は、開札予定時間の10分前から行うものとする。

なお、郵送による場合の係る費用は入札者の負担とする。

また、入札者の立会いがいない場合は、入札事務に関係のない職員を立会人とする。

(6) 入札回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。初回入札において落札者が決定しなかった場合は、開札後、速やかに再度入札を行う旨（日時、場所、方法について）を入札参加者へ連絡することとする。ただし、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札を無効とされた者は、再度の入札に参加できないものとする。

なお、再度入札でも落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積合わせを行う。その場合の見積方法、見積期限については別途指示するものとする。

(7) その他

ア 入札書に記載する金額は、回収・運搬やデータ消去費用等の一切の諸経費を加味した端末1台あたりの買受金額（税抜き）を記載すること。

イ 落札者の決定は、最高価格落札方式で行う。

ウ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示とする。

エ 入札書への記載は、ペン又はボールペン（えんぴつ、消せるボールペン等訂正が容易にできる筆記具は不可）を使用すること。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることができない。

カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

キ 入札書の郵送後においても入札の辞退を認めるものとする。この場合において、辞退しようとする入札者は、開札日時までに入札辞退届を入札執行者に提出しなければならない。

第 4 落札者の決定方法

- 1 開札後は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最高の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- 2 落札者となるべき同価の入札を行った者が 2 人以上あるときは、直ちに落札者の順位を決定するため、くじ番号による抽選を実施する。
- 3 くじ番号による抽選方法は、入札書に記載されたくじ番号をもとに本市が定める所定の計算式にあてはめて算出した結果によって落札者を決定する方法とする。

第 5 入札結果について

開札終了後、速やかに、落札者に電話で連絡するとともに、応札者全員（辞退した者を除く）に、後日、入札結果を郵送するものとする。

第 6 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の金額とする。

ただし、落札者が佐伯市契約規則第 6 条第 3 項の免除規定に該当する場合には、契約保証金を免除する。

第 7 入札の無効

- 1 佐伯市契約規則第 28 条に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。
なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない場合がある。
 - (1) 記名押印を欠く入札
 - (2) 金額の記載がない入札
 - (3) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
 - (4) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。
 - (5) 二以上の意思表示をした入札
 - (6) 再度入札において初回の最高入札価格以下の価格で行った入札
 - (7) この公告に示した申請書を提出しない者のした入札（申請書の未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。）
 - (8) この公告に示した競争参加資格のない者又は申請書に虚偽の記載をした者の入札

- (9) 申請書の説明を求めた場合において、正当な理由無くこれを拒否した者のした入札
- (10) その他入札に関する条件（関係法令、仕様書、本入札に関する添付資料等の記載事項）に違反した入札

2 この入札において情報が寄せられ、落札予定者が明らかであり、当該情報が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該情報を談合情報として取り扱うものとする。また、談合があったと認定した場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えたうえで再度公告を行うものとする。

- (1) 入札に参加する者が落札予定者等について話し合った事実を客観的に示すメモ、録音又は録画テープ、ファクシミリ送信票等の具体的な物証
- (2) 落札予定金額（率）
- (3) 一般競争入札における入札参加者
 - ※入札参加者が容易に類推できる入札に係る情報を除く
- (4) その他談合に参加した当事者以外に知り得ないもの

第8 契約書の作成

- 1 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- 2 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。
- 4 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。期間内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

第9 その他

- 1 この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、佐伯市契約規則、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- 2 申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。
- 3 契約担当者は、落札者決定後、契約締結までの間に落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消しを行うことができるものとする。
 - この場合において、契約担当者は落札者決定の取消しに伴う損害賠償の責を一切負わないものとする。
- (1) 指名停止に基づく指名停止措置を受けたとき。
- (2) この入札の公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- 4 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 5 契約担当者は、必要があると認められる場合は、入札若しくは開札の延期又は中止を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、入札若しくは開札の延期又は中止に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

- 6 この競争入札に参加しようとした者から提出された申請書は、公表しないものとする。
ただし、情報公開請求、地方自治法第98条による請求又は刑事訴訟法第197条第2項による照会等があったときはこの限りでない。
 - 7 入札を辞退する者は、辞退届を提出すること。
 - 8 その他不明な点は、第3の1の担当課まで照会すること。
-

郵便入札に関する留意事項

1. 郵便入札について

入札事務の効率化のため、郵便により入札書を送付する「郵便入札」を実施します。

2. 入札書の提出方法について

(1) 郵送方法

- ①最寄りの郵便局の窓口において、「一般書留」または「簡易書留」のいずれの方法により郵送手続きを行ってください。「差出控え」は、開札が終わるまで大切に保管してください。ポストからの投函はできませんので注意してください。
- ②上記以外の方法(普通郵便やメール便等)による入札は無効となります。
- ③郵送に要する費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- ④入札書の提出期限は、入札公告に記載している期限までです。期限までに到着しない入札は無効とします。(提出期限日の消印有効ではありません。)
- ⑤入札書は内封筒及び郵送用封筒(外封筒)の二重封筒で郵送してください。

(2) 内封筒について

- ①入札書は必ず内封筒に入れてください。内封筒がない場合は無効となります。
- ②仕様書で単価表や内訳書等の提出が指示されている場合は、入札書と一緒に内封筒に入れてください。
- ③内封筒は定型封筒(長形3号封筒)を使用し、指定の「内封筒用貼付け用紙」に、入札参加者の住所、商号・名称、代表者氏名を明記したものを貼付けてください。また、入札書を厳封の上で裏面も届出印(入札参加資格審査書の使用印)で封印をしてください。

(3) 内封筒を入れる郵送用封筒(外封筒)について

- ①郵送する場合は、郵送用の封筒(外封筒)に内封筒を入れて送付してください。
- ②入札書在中と記載(朱書き)し、入札参加者の住所、商号・名称、代表者氏名を記載し、下記の宛先に送付してください。

【宛先: 〒876-0853 佐伯市中村東町6番9号 佐伯市 教育委員会 教育総務課 宛】

— 落札者となるべき同価の入札が 2 者以上ある場合の
くじ番号による決定方法(自動決定方式) —

1. 番号

入札参加者はあらかじめ 3 桁以内の任意の番号(くじ番号)を、入札書の「くじ番号」欄に記載してください。(000 以外とする。)

くじ番号の記載がない場合は「111」を割り当てます。

2. 入札順位

落札者となるべき同価の入札者の入札順位は、佐伯市物品等供給契約に係る入札参加有資格者名簿の登録番号の小さい者から順に 0(ゼロ)から、1、2、3・・・と番号を割り振ります。

3. 落札者の決定

(ア) 同価の入札者の「くじ番号」の合計を同価の入札者の人数で割り、余りを算出します。

(イ) 同価の入札者の入札順位が、上記で得られた数字と同じ方が、落札者となります。

(例)
同価の入札者が 2 者の場合、余りは

0	→	入札順位 0 番目が落札
又は		
1	→	入札順位 1 番目が落札

同価の入札者が 3 者の場合、余りは

0	→	入札順位 0 番目が落札
1	→	入札順位 1 番目が落札
2	→	入札順位 2 番目が落札

仕様書

1 件名

令和8年度 佐伯市立小・中学校 GIGA スクール端末等売却(単価契約)

2 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末(以下、「GIGA スクール端末」という)を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性が高まっている。また、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されている可能性もあり、端末を適切に処分する必要性も極めて高い。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法(令和5年10月26日付「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分(再使用又は再資源化)等について」)を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

3 受託条件

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 受注者は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。)第10条第3項の認定(使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、大分県を含んでいるものに限る。)を受けていること。又は、資源の有効な促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。)に基づく製造事業者等(製造事業者でない場合は、AppleJapan合同会社の正規ディストリビューター)であること。なお、一般競争入札参加申込時に認定を受けていることを証明する書類等を提出すること。
- (2) GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、受注者が小型家電リサイクル法又は資源有効利用促進法に基づくパソコン・タブレットの適切な処分実績(前年度の処分実績が本件処分台数を上回ること)を有していること。なお、一般競争入札参加申込時に前年度の処分実績を示す書類(法令に基づき提出している報告書)を提出すること。

4 業務内容

- (1) 受注者の業務は、佐伯市立小・中学校で児童生徒が使用していた GIGA スクール端末等を回収し、回収した GIGA スクール端末等を再使用・再資源化する。
- (2) GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、「9 処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。
- (3) 端末の残存価値を踏まえ有償売却を予定している。回収・運搬に必要な車両の確保や必要な作業に係る経費等を踏まえ、買受金額を算出すること。

5 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月12日まで

6 引渡し対象品

GIGA スクール端末 iPad 第8世代 Wi-Fi モデル

※付属品(画面保護フィルム・AC アダプタ・充電ケーブル・キーボードケース・タッチペン等)も引渡し対象とする。ただし付属品数は端末数より少ない可能性があるため考慮すること。

※アクティベーションロックの解除、Apple School Manager の所有解除、MDM 管理の解除、タブレット端末の初期化は、発注者において実施済み。

7 予定数量及び引渡し場所

- (1) 予定数量及び引渡し場所は別紙のとおり。ただし、実際の引渡し数量(確定数量)は変動する可能性があるため、契約後に協議のうえ決定する。
- (2) 電源が入らない等の不良端末についても、総台数の5%以内までは買取台数に含めるものとする。

8 引渡しの方法

発注者と受注者は、引渡し対象品を引渡し日時、場所、品目、数量等について、事前に協議を実施する。受注者は、協議内容に基づき、端末等を回収するための専用梱包材を各引渡し場所に配布し、各引渡し場所にて梱包した端末等を回収する。回収後に回収した端末の数量を確認し、発注者に報告するものとする。

9 処分方法

受注者は、引渡しを受けた対象品について、以下を満たす方法により処分を実施すること。

- (1) 小型家電リサイクル法又は資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の広域認定制度における受注者の認定計画に準拠した方法で処分(再使用・再資源化)を実施する。
- (2) 情報漏洩防止のため、防犯カメラ設置、記憶媒体持ち込み・持ち出し防止策、警備システム等を整備すること。
- (3) 文部科学省が定める「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和7年3月改訂、以下「セキュリティガイドライン」)に準拠したデータ消去を行うこと。データ消去の品質として ADEC(データ適正消去実行証明協議会)の消去プロセス認定を最高位で受けた業者で行うこと。具体的な方法として、OS 等からアクセス可能な全てのストレージ領域を、データ消去ソフトウェアにより上書き消去する方式(以下「上書き消去方式」)にて確実に消去を行うこと。ソフトウェア消去が不可の場合は、物理破壊行い、破壊方法、完了日時、作業者名を記載した証明書を発行すること。
- (4) 端末毎に個体番号、消去方法、完了日時、作業者名を記載した証明書を発行し、発注者が端末ごとにデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去に関する内容を5年間保管し、発注者の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- (5) 再使用する場合、発注者が所有していたことが分かるシール等は全て削除すること。

10 履行確認

受注者より提出を受けたデータ消去完了証明書で各端末のデータ消去作業が完了したことを確認し、さらに引渡し品が再資源化された報告をもって履行されたものとみなす。

11 支払い方法及び所有権の移転

- (1) 受注者は、発注者の履行確認完了後に、発注者が発行する納入通知書により、契約金額を支払うこと。
- (2) 引渡し品の所有権は、受注者から発注者への買受代金の支払いが完了した時点で売払者から受注者に移転する。

12 協議事項

受注者は、発注者と連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に発注者と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議し、その指示に従うこと。

13 留意事項

(1) 損害賠償

業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。

(2) その他

- ① 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、受注者は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引き渡した端末に含まれる個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了後においても同様とする。
- ② 受注者は、本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに発注者へ当該事由の内容及び発注者が受ける影響が最小限となる指置を講じ、速やかに書面をもって通知すること。受注者の業務開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、発注者は契約を解除することができる。その場合の補償等は一切行わない。
- ③ 本仕様書に定める全ての業務(データ消去、証明書発行、再資源化等)を履行するための費用は、受注者の負担とすること。

別紙（予定数量及び引渡し場所）

NO	学校名等	iPad 8		
		良品数	不良品数	合計
1	佐伯小学校	257	0	257
2	佐伯東小学校	147	0	147
3	渡町台小学校	473	0	473
4	鶴岡小学校	529	0	529
5	上堅田小学校	222	0	222
6	八幡小学校	96	0	96
7	下堅田小学校	135	0	135
8	木立小学校	38	0	38
9	東雲小学校	21	0	21
10	明治小学校	183	0	183
11	上野小学校	104	0	104
12	切畑小学校	78	0	78
13	本匠小学校	27	0	27
14	宇目緑豊小学校	45	0	45
15	直川小学校	36	0	36
16	松浦小学校	44	0	44
17	米水津小学校	33	0	33
18	蒲江翔南小学校	129	0	129
19	鶴谷中学校	489	0	489
20	佐伯城南中学校	332	0	332
21	彦陽中学校	59	0	59
22	佐伯南中学校	229	0	229
23	東雲中学校	26	0	26
24	昭和中学校	194	0	194
25	本匠中学校	23	0	23
26	宇目緑豊中学校	43	0	43
27	直川中学校	19	0	19
28	鶴見中学校	24	0	24
29	米水津中学校	25	0	25
30	蒲江翔南中学校	96	0	96
31	まな美	99	48	147
32	データセンター	0	209	209
	合計	4,255	257	4,512

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

佐伯市長 富高 国子 様

申請者
所在地
商号又は名称
代表者氏名



令和8年 10 月8日付けで公告のあった「令和8年度 佐伯市立小・中学校 GIGA スクール端末等売却（単価契約）」に係る競争入札参加資格を確認されたく関係書類を添え申請します。なお、佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱に規定する有資格者の名称等は下記のとおりです。

記

商号又は名称		代表者職・氏名
所在地 〒		
電話番号	電子メール	ファックス番号

(代理人)

商号又は名称		代表者職・氏名
所在地 〒		
電話番号	電子メール	ファックス番号

※代理人の欄は、有資格者名簿登録申請時、代理人(支店長等)を登録している場合のみ記載してください。
※代理人を登録している場合、申請は代理人が行ってください。(申請者＝代理人)

関係書類

- ☐ 仕様書「3 受託条件（1）」の認定を受けていることを証明する書類等 1 部
- ☐ 仕様書「3 受託条件（2）」の処分実績を示す書類 1 部

※右の入札参加資格確認欄には、記入しないでください。
市記入欄です。

入札参加資格確認欄	
参加資格の有無	確認者印

物品売買契約書（案）

佐伯市長 富高 国子（以下「売払人」という。）と （以下「買受人」という。）とは、次の条項により物品売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売払人及び買受人は、信義に従い誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければならない。

（契約の内容）

第2条 売払人は、次に掲げる物品（以下「物品」という。）を買受人に売り渡し、買受人はこれを買受ける。

- （1） 件 名 令和8年度 佐伯市立小・中学校GIGAスクール端末等売却（単価契約）
- （2） 物 品 名 仕様書のとおり
- （3） 売 払 単 価 1台当たり 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）
- （4） 契 約 期 間 契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで
- （5） 引 渡 場 所 仕様書のとおり
- （6） 契 約 保 証 金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。
ただし、落札者が佐伯市契約規則（平成17年佐伯市規則第66号）（以下「規則」という。）第6条第3項の免除規定に該当する場合には、契約保証金を免除する。

（危険負担）

第3条 この契約締結後、売買物品に生じた滅失又はき損その他の一切の損害は買受人の負担とする。ただし、売払人の責めに帰する場合は、この限りでない。

（契約不適合責任）

第4条 売払人は、契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は買受人に対し、補修及び不足分の履行の追完等を請求することができる。ただし、買受人は、売払人に不相当な負担を課するものでないときは、売払人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 契約不適合がある場合、売払人は相当の期間を定めて買受人に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、売払人は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の変更を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに契約金額の変更を請求することができる。

- （1） 履行の追完が不能であるとき。
- （2） 買受人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （3） 契約の性質又は売払人の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、買受人が履行の補完をしないでその時期を経過したとき。

3 契約不適合が売払人の責めに帰すべき理由によるものであるときは、売払人は前2項の規定による請求をすることができない。

（準用）

第5条 前条の規定は、損害賠償及び契約の解除についても準用する。

（期間制限）

第6条 買受人による契約不適合がある場合において、売払人が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を買受人に通知しないときは、売払人はその契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の変更の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、買受人が所有権移転の時にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（物品の引渡し）

第7条 物品の引渡場所は、第2条第5号に定めるとおりとし、日時は、契約締結後、協議し定めるものとする。

（費用負担）

第8条 物品の回収・運搬やデータ消去等の必要な作業に係る費用は、買受人が負担するものとする。

(代金の請求)

第9条 売払人は、確定した買取台数に第2条第3号に定める売払単価を乗じた額を納入通知書により買受人に請求する。

(代金の支払い)

第10条 買受人は、売払人の発行する納入通知書による納入期限までに代金を納入しなければならない。

(契約の解除)

第11条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により買受人に損害があっても、売払人は賠償の責めを負わない。

- (1) 指定期日までに売買代金が納入されないとき。
- (2) 買受人に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。
- (3) 契約の履行に関し、不正の行為があると認めたとき。
- (4) 買受人が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関し、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と当該契約を締結したと認められるとき。

キ この契約に関し、買受人が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、売払人が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。

(支払い後の物品の取扱い)

第12条 買受人は、買い受けた物品を仕様書に記載された方法により適切に処分しなければならない。

2 買受人は、買い受けた物品に個人情報が含まれる可能性があるため、当該情報の漏えい防止のために必要な措置を講じなければならない。

(談合その他の不正行為に対する発注者の解除権)

第13条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により買受人に損害があっても、売払人は賠償の責めを負わない。

- (1) この契約に関し、買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条若しくは第19条の規定に違反し、又は買受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)又は第20条の2から第20条の6の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条、第8条の2若しくは第20条の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体(以下「買受人等」という。)に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものをいい、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条、第8条第1号若しくは第5号又は第19条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、買受人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、買受人(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。

(賠償の予約)

第14条 買受人は、前条各号(同条第4号による刑法第198条による刑が確定したときを除く。)のいずれかに該当するときは、売払人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、この契約による契約金額の100分の20に相当する額を売払人が指定する期間内に支払わなければならない。納入が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、売払人に生じた損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定により賠償金を徴収する場合にあっては、第11条の規定は適用しない。

4 買受人が賠償金を第1項の規定により売払人が指定する期間内に支払わないときは、売払人は、その支払わない額に、売払人の指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間についてその日数に応じ、規則第11条第1項の率を乗じて計算した額の利息を付した額を買受人から徴収する。

5 第1項の場合において、第2条の契約保証金を賠償金に充当することができる。

(損害賠償)

第15条 買受人は、この契約に定める業務を履行しないために売払人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売払人に支払わなければならない。

(管轄裁判所)

第16条 この契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、売払人の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第17条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、売払人買受人協議のうえ解決するものとする。

以上のとおり物品売買契約が締結されたことを証するため、この契約書2通を作成し、売払人買受人記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 佐伯市
佐伯市長 富高国子 印

買受人 住 所
商号又は名称
氏 名 印

入 札 書

開札日 令和 年 月 日

金 額	¥
件 名	令和8年度 佐伯市立小・中学校GIGAスクール端末等売却(単価契約)
引 渡 し 場 所	仕様書のとおり

佐伯市契約規則を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

くじ番号

くじ番号			
------	--	--	--

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名



契約担当者 佐伯市長 富高 国子 様

備考

- 1 数字はアラビア数字を使用し、頭に¥を記入すること。ただし、金額の訂正は無効入札となるので注意すること。
- 2 入札書には、端末1台あたりの買受金額（消費税抜き）を記載すること。
- 3 金額以外で入札書に記入した事項を訂正する場合は、訂正部分を二重線で消し、押印すること。
- 4 くじ番号には3桁までの数字を記入すること。（000以外とする。）
くじ番号のない場合または「000」の場合は、「111」を割り当てます。

入 札 書

記載例

端末1台あたりの買受金額(税抜き)を記載してください(ペン又はボールペンで手書き)

開札日 令和 年 月 日

金 額	¥
件 名	令和8年度 佐伯市立小・中学校GIGAスクール端末等売却(単価契約)
引 渡 し 場 所	仕様書のとおり

佐伯市契約規則を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

くじ番号

くじ番号			
------	--	--	--

くじ番号3桁を必ず記載してください

住 所

商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

印

入札参加者本人の住所、氏名、押印。

契約担当者 佐伯市長 富高 国子 様

備考

- 1 数字はアラビア数字を使用し、頭に¥を記入すること。ただし、金額の訂正は無効入札となるので注意すること。
- 2 入札書には、端末1台あたりの買受金額(消費税抜き)を記載すること。
- 3 金額以外で入札書に記入した事項を訂正する場合は、訂正部分を二重線で消し、押印すること。
- 4 くじ番号には3桁までの数字を記入すること。(000以外とする。)くじ番号のない場合または「000」の場合は、「111」を割り当てます。

内封筒用貼付け用紙（長形3号封筒用）

キリトリ線

〒876-0853

佐伯市中村東町6番9号

佐伯市 教育委員会 教育総務課 宛

入札書在中

開 札 日	令和8年10月29日
件 名	令和8年度 佐伯市立小・中学校GIGAスクール端末等売却（単価契約）

差出人	住 所	
	商号・名称 代表者氏名	

封筒の表面

〒876-0853

佐伯市中村東町6番9号

佐伯市 教育委員会 教育総務課 宛

入札書在中

必ず一般書留か簡易書留で
郵送してください。

開 札 日	令和8年10月29日
件 名	令和8年度 佐伯市立小・中学校GIGAスクール端末等売却（単価契約）

差出人	住 所	
	商号・名称 代表者氏名	

上記の封筒用貼付け用紙に入札
参加者の住所、商号・名称、代
表者氏名を明記したものを貼付
けてください。

封筒の裏面



封筒の中に入札書を入れ、
封かんし、届出員で封印を
してください。

辞 退 届

件 名 令和8年度 佐伯市立小・中学校GIGAスクール端末等売却(単価契約)

入 札 日 令和 年 月 日

このたび、上記案件については、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名



契約担当者

佐伯市長 富高 国子 様

様式3

質問回答書

件名: 令和8年度 佐伯市立小・中学校GIGAスクール端末等売却(単価契約)

質問		回答	
質問者		回答者	佐伯市 教育委員会 教育総務課
次のとおり質問致します。		次のとおり回答致します。	

担当課 教育総務課

申請日 令和 年 月 日

開札立会申請書

以下の案件について、開札の立会を希望しますので申請します。

件 名 令和8年度 佐伯市立小・中学校GIGAスクール端末等売却(単価契約)

開 札 日 時 令和8年10月29日 午前10時00分

開 札 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」2階 職員用会議室

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

契約担当者 佐伯市長 富 高 国 子 様

※開札に立会いを希望する場合は、公告日から開札日前日の正午までに本様式を郵送又は電子メールにより以下の送信先へ提出すること。電子メールによる場合は、送信後、郵送する場合は、事前に送信先へ電話連絡することとし、いずれの場合も提出期間内に必着すること。
※立会人は開札当日に身分証を持参することとし、代理人が立会う場合は、立会委任状(様式5)と身分証を持参すること。

【送信先】

郵送の場合

876-0853

佐伯市中村東町6番9号(佐伯教育市民ホール「まな美」)

佐伯市教育委員会 教育総務課

0972-22-4070

メール送信の場合

k-somu@city.saiki.lg.jp

委任状

今般、都合により令和8年度 佐伯市立小・中学校GIGAスクール端末等売却(単価契約)
の開札の立会いに関する一切の権限を()に委任しましたので、
連署をもってお届けします。

令和8年 月 日

(受任者) 住 所

商号又は名称

受 任 者 氏 名

印

(委任者) 住 所

商号又は名称

委 任 者 氏 名

印

契約担当者

佐伯市長 富 高 国 子 様